

霞ヶ浦常南流域下水道指定管理業務標準仕様書

1 目 的

この標準仕様書は、茨城県（以下「甲」という。）が霞ヶ浦常南流域下水道について、指定管理者（以下「乙」という。）が実施する指定管理業務の細目を定めたものである。

2 計画の策定

乙は、業務の実施にあたり、本仕様書に基づき、霞ヶ浦常南流域下水道の施設管理等計画及び水質試験等計画を定め、事業計画書に記載しなければならない。

3 指定管理業務の範囲

(1) 施設の運転管理・監視

- ア 水処理施設の運転操作監視業務
- イ 水処理施設の保守点検業務
- ウ 汚泥処理施設の運転操作監視業務
- エ 汚泥処理施設の保守点検業務
- オ ポンプ場の運転操作監視業務
- カ ポンプ場の保守点検業務
- キ 管渠施設の巡視点検業務
- ク 焼却施設の運転監視業務
- ケ 焼却施設の保守点検業務
- コ 焼却施設の巡視点検業務
- サ 水質管理業務
- シ 薬品及び燃料の購入及び管理業務
- ス 小規模修繕業務（税込価格 4 0 0 万円未満）
- セ 管理本館等庁舎管理業務
- ソ 焼却灰・脱水汚泥（脱水ケーキ）・し渣・沈砂の搬出業務
- タ 消耗品・材料の購入及び管理業務
- チ 事務業務（入庫・出庫簿管理、年報の作成等）
- ツ その他施設を維持管理していく上で必要な業務

次のものは除く。

- ・ 電気設備の点検業務
- ・ 税込価格 4 0 0 万円以上の修繕
- ・ 利根浄化センター（以下「浄化センター」という。）及びポンプ場の電力調達業務

4 指定管理業務の内容

(1) 点検業務（別添２「保守点検作業内容」参照）

ア 日常点検

運転状態の機器及び設備について、異常の有無及び兆候を発見するため、原則として毎日行う点検。主として目視、触感による点検、調整及び記録等の作業で、対象設備は、処理場の水処理施設、汚泥処理施設、焼却施設、各ポンプ場の設備、管渠及び建築設備とする。

イ 定期点検

機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗状況を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てるため、１週、１か月、３か月、６か月及び１２か月など期間を定めて行う点検。主として測定、調整、分解清掃及び記録等の作業で、対象施設は、別紙１「霞ヶ浦常南流域下水道主要設備等一覧」、処理場・ポンプ場建築設備、管渠とする。

ウ 臨時点検

日常点検及び定期点検以外に行う臨時的な点検。故障警報等、機器及び設備の異常時に対しての機器の状況の確認、記録等の作業。

エ 法令に基づく自主点検

法令に基づき、自ら行う点検及び点検記録等の作業。

オ 保守点検結果報告書の提出

上記点検の実施後速やかに、保守点検結果報告書（様式１３）を甲に報告すること。

(2) 産業廃棄物処分の実務及び確認等

乙は、処理場から発生する焼却灰、下水汚泥、し渣、沈砂、その他廃棄物について排出事業者として、以下の業務を行うものとする。

ア 廃棄物の処分については下水汚泥処分計画を作成し、廃棄物の収集運搬については許可業者へ委託するか、自ら収集運搬を行う。収集運搬車両は処分先の仕様を満足するものであること。

イ 廃棄物の処分については、それぞれの処分先に委託して処分する。また、処分先の変更等が生ずる場合は、乙が甲に協議すること。さらに、処分先において施設の故障などにより受入れができなくなった場合等は、処分先や処分方法等について、甲乙協議の上、対応する。

ウ 県外へ廃棄物を搬出するにあたり事前協議等を要する場合、必要な協議を行うこと。また、協力金等が発生する場合は、その支払いについても行うこと。

エ 産業廃棄物管理票の作成・確認等の業務。

オ 汚泥処理施設の運転・管理。

カ 廃棄物の排出量の甲への報告。

キ 次の書類を作成し、期限までに管轄の県民センター環境・保安課等へ報告し、写しを甲に提出すること。

(ア) 産業廃棄物処理計画書

(イ) 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

(ウ) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書

(3) 維持管理に付帯する薬品、燃料、消耗品、材料、水道等の調達管理

ア 次の薬品、燃料、消耗品、材料の調達、管理、出納等記録業務を行う。

- (ア) 水処理、汚泥処理、脱臭設備に使用する薬品（次亜塩素酸ソーダ（１２％）、高分子凝集剤（汚泥処理用）、ポリ硫酸第二鉄、苛性ソーダ（４８％）、消泡剤、汚泥消臭剤、消石灰、その他維持管理に必要なもの）
- (イ) A重油（汚泥焼却炉用、処理場・ポンプ場自家発電設備用）
- (ロ) 軽油（緊急時最終沈澱池出口送水用）
- (ハ) プロパンガス（給湯、焼却着火用、水質試験等用）
- (ニ) 消耗品（庁舎管理、施設管理、水質管理業務で使用する消耗品、試験用試薬等）
- (ホ) 材料（機械の交換部品等）

部品を交換する場合は、事前に現状について任意様式にて報告すること。交換した場合は、別に定める様式６に従って、翌月１０日（ただし、３月分は当月分を月末）までに提出すること。

イ 次の物品について、調達、管理業務を行う。

- (ア) 水道（上水）

ウ 次の物品について、支払業務を行う。

- (ア) 電力
- (イ) 通信運搬費（電話通信料等）
- (ロ) 大穂ポンプ場の井戸水使用料

(4) 処理場・ポンプ場等の小規模修繕（１件当たり税込価格４００万円未満）

設備の機能を維持するために必要な小規模修繕で、その対象設備は、別紙１「霞ヶ浦常南流域下水道主要設備等一覧」及び別紙２「霞ヶ浦常南流域下水道備品・資産等一覧表」に掲げる設備、処理場・ポンプ場建築設備並びに管渠を対象とする。

修繕実施の際は、事前に任意様式にて協議すること。また、発注した修繕は様式７により翌月の１０日（ただし、３月分は当月分を月末）までに甲に報告すること。

なお、自社施工の場合は、材料支給とする。

(5) 幹線弁類等の点検・清掃等

~~ア 幹線流量計の記録用紙の交換及び簡易点検・清掃。~~

~~イ 幹線流量計に異常が生じた場合における現地等調査。~~

ウ 空気弁・仕切弁・排泥弁の簡易点検・清掃。

エ マンホール蓋及び周辺状況（埋設管路の地上部分含む）の確認・応急処置を月１回、マンホール蓋の開閉状況及び内部（地上からの視認可能範囲）の確認を年２回実施。

(6) 水質試験等

ア 乙は、日常的な運転管理に資するため、後に示す「21 水質試験等実施に関する基準」に基づき、水質、脱水汚泥、焼却灰等の環境保全項目等に係る試験等を行うものとする。

イ アの試験は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和３７年厚生省・建設省令第１号）及び同省令で引用する排水基準等を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和４９年環境庁告示第６４号）、日本産業規格その他の規定並びに（公社）日本下水道協会編「下水道試験方法２０１２年版」に定める方法で行うこと。

ただし、焼却灰及び脱水汚泥の溶出試験については、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和４８年環境庁告示第１３号）に定める方法、含有量試験については、公益社団法人日本下水道協会編「下水汚泥分析方法２００７年版」等の方法で行うこと。

ウ ア及びイの試験等を第三者に委託する場合には、計量法に基づいた環境計量証明事業登録事業者に委託しなければならない。この場合、委託先から計量証明書による報告を受けるものとする。

(7) 業務記録及び報告

ア 乙は、その業務に関して、少なくとも次に掲げる項目を記載した業務日誌を記録し、速やかに業務日報として甲に提出しなければならない。

- (ア) 天候、気温及び雨量
- (イ) 総括責任者の確認印
- (ウ) 水質、水量及び汚泥等の計測値
- (エ) 薬品、電力、燃料等の数量
- (オ) 主要機器の運転記録
- (カ) 日常点検記録
- (キ) 次班引継記録
- (ク) その他必要な事項

イ 乙は、甲に対し毎月末日から10日以内（土日祝日を除く。ただし、3月分は当月分を月末まで）に、少なくとも次に掲げる項目を記載した業務月報（様式5）を提出しなければならない。

- (ア) 業務日誌記録事項の月集計
- (イ) 処理場・ポンプ場の各流量の月集計
- (ウ) 運転操作、保守点検、維持補修、調整、調達、部品交換等の状況等
- (エ) 事故、故障及び苦情等の状況並びにその対応結果等
- (オ) 施設見学者等の対応
- (カ) 水処理、汚泥処理の運転変更及び変更理由、水処理、汚泥処理の運転状況及び運転方法、水処理等の脱臭設備の管理状況、放流量・電力・燃料・汚泥等の原単位集計表、水処理運転月報、汚泥処理運転月報、電力管理月報、水質管理月報等をまとめた報告書
- (キ) その他必要な事項

ウ 乙は、甲に対し事業年度の末日までに、少なくとも次に掲げる項目を記載した業務年報を、管理業務に係る年度指定管理業務報告書（様式9）に添えて提出しなければならない。

- (ア) 業務月報記載事項の集計
- (イ) その他記載事項

(8) 業務手順書の作成

乙は、施設の管理上必要な次に掲げる業務手順書等を作成し、業務年報等とともに施設内に備え置くこと。

なお、同様の業務手順書等を甲に提出すること。ただし、提出後は変更箇所のための差替えとする。

ア 異常気象、災害、事故、異常物質流入、機器故障等の危機管理に関する手順書

イ 運転操作マニュアル及び監視マニュアル

ウ 保守点検マニュアル

エ 施設清掃、緑地管理、警備等維持管理マニュアル

オ 主ポンプ等主要機器のメーカー性能試験成績表及び性能試験結果表

カ 設備点検票及び点検頻度表

キ その他留意事項等を記載した書類

(9) 施設内の設備保安警備

施設内の設備保安警備及び機械警備並びに管理棟の夜間の人的警備の実施。

(10) 見学案内

浄化センターの見学者に対し、安全に注意を払いながら施設の説明や案内など見学者に応じた分かりやすい見学ルートの案内や説明を行うこと。

(11) 予約受付

浄化センターのテニスコート、野球場及び多目的広場の利用予約の受付を行うこと。

(12) 利根浄化センター周辺環境整備協議会に係る対応

当協議会との意見交換会に出席し、指定管理業務内での要望及び苦情の対応をすること。

(13) 消防法に基づく対応

消防設備及び危険物施設に係る報告・届出等を行うとともに、これらの立入検査の対応をすること。

(14) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。略称「フロン排出抑制法」）に基づく対応を行うこと。

(15) 労働安全衛生規則第12条の5及び第12の6に基づいた化学物質の管理体制を整備すること。

(16) その他

ア 異常時の対応

業務の遂行に著しく支障を来すような、次に掲げる事態が発生したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに適切な応急措置を講じ、その内容などを甲に報告すること。また、本復旧については甲乙協議の上、適切に実施すること。

(7) 流入水及び放流水の水量、水質に異常事態が発生した場合

(4) 施設の故障、異常及び漏水など

(7) その他の異常事態

イ 甲が実施する調査・工事の際の現地での協力

甲が実施する管渠調査、施設調査、増設及び改築、修繕工事、点検整備などの現場施工の際、運転の切替え作業や現地の人員配置などが必要な場合は、甲に協力すること。

ウ 施設の改良点などの報告

指定管理業務を実施する中で施設の問題点や改良点などを整理し、甲に報告すること。

エ 事務業務

(7) 甲との業務打合せ、報告を行う。

(4) 運転記録の整理、文書の作成・整理を行う。

(7) 事務室内の整理整頓の簡易な作業を行う。

オ 業務中の事故の発生

業務中に事故（第三者に対する事故を含む。）が発生したときは、事故の第一報を事故発生・処理状況報告書（様式15）により直ちに甲に報告すること。また、報告内容に変更があった場合は、遅滞なく甲に報告すること。

また、次に掲げる事故の場合は、甲が指示する期日までに 事故報告書（様式16）を提出すること。

(7) 工事等の関係者事故で、休業日数4日以上又は全治日数30日以上の傷病を追わせた場合

- (イ) 重大災害（一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は罹病した労働災害）の場合
- (ロ) 公衆災害で工事関係者以外を死亡又は全治日数30日以上の傷病を負わせた場合
- (ハ) 公衆災害で社会的な影響が大きい場合

なお、休業4日未満かつ全治30日未満のため事故報告書が提出不要な場合は、事故の内容について速やかに報告し、後日診断書も併せて提出すること。

カ その他の業務

- (ア) 施設内の日常清掃及び定期清掃を行う。
- (イ) 敷地内の緑地及び樹木のせん定、害虫の駆除、除草等を行う。
- (ロ) 処理場・ポンプ場の除草を行う。
- (ハ) 一般廃棄物の処理を行う。
- (ニ) 施設に関わる備品、材料等の整理整頓の作業及び屋外の清掃を行う。
- (ホ) 他の処理場で重大な事故（陥没・人身事故等）が生じた場合の施設の緊急点検の実施。
- (ヘ) 各種設備の軽微な故障・不具合等対応について、簡易な修理や補修、補修塗装を実施し、その実施した記録等の作業。

5 流入水量・脱水汚泥量・焼却汚泥量等の実績値及び予測値

(1) 流入水量

実績値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
[m³/日]	122,935	116,094	121,215	118,382	114,634
予測値	令和9年度				
[m³/日]	121,657				

(2) 流入水質

実績値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
pH	7.2	7.4	7.1	7.1	7.2
[-]	(7.1~7.3)	(7.1~7.4)	(6.9~7.3)	(6.9~7.3)	(7.0~7.3)
BOD	140	140	140	140	140
[mg/L]	(87~210)	(94~190)	(79~190)	(100~240)	(90~170)
COD	61	61	84	74	73
[mg/L]	(36~96)	(44~76)	(64~110)	(51~120)	(48~87)
SS	110	110	120	120	120
[mg/L]	(51~150)	(66~160)	(82~160)	(65~250)	(37~150)

※精密試験（年12回）における平均値、（最小値～最大値）

(3) 焼却汚泥量（脱水ケーキ）

実績値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
[トン/日]	80.6	81.3	82.4	82.7	81.5
予測値	令和9年度				
[トン/日]	86.5				

※実績値は焼却炉稼働日数における焼却汚泥量

(4) 焼却灰処分量

実績値 [トン/年]	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	29,437.2	29,670.9	30,093.6	30,188.7	29,753.4

(5) 脱水ケーキ場外搬出量

実績値 [トン/年]	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	3,900.6	3,303.3	3,006.0	3,280.7	3,325.9

※ 脱水ケーキの場外搬出は、焼却炉定期修繕の際に実施する。

(6) し渣量

実績値 [トン/年]	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	68.68	61.78	58.87	57.98	50.16

(7) 沈砂量

実績値 [トン/年]	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	68.61	54.51	82.13	73.54	48.00

※ 令和3年度は珪砂10.42tを含む。

※ 令和5年度は珪砂31.10tを含む。

※ 令和6年度は珪砂37.54tを含む。

※ 令和7年度は珪砂11.19tを含む。

6 業務要求水準

乙は、下水道法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、その他の法令（甲の条例、規則等を含む。）の基準値など当該流域下水道に適用される基準を遵守すること。また周辺環境への影響がないよう適正に管理すること。基準値が改定等された場合は、改定等された時点からその基準値とする。

(1) 放流水質基準

ア 法令等基準

項 目	基準値	備 考
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6	下水道法施行令 水質汚濁防止法
生物化学的酸素要求量（BOD）	日間平均10mg/L以下 日最大 15mg/L以下	水質汚濁防止法に基づき 排水基準を定める条例
浮遊物質（SS）	日間平均15mg/L以下 日最大 20mg/L以下	水質汚濁防止法に基づき 排水基準を定める条例
大腸菌数	日間平均800CFU/mL以下	下水道法施行令 水質汚濁防止法
悪臭物質	(4)環境保全基準 ウ 特定悪臭物質に関する基準(ウ)	悪臭防止法3号規制
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	ダイオキシン類対策特別 措置法

その他の法規制項目	規制基準値以下	下水道法 水質汚濁防止法
-----------	---------	-----------------

イ 管理基準

乙は、次に掲げる項目について、特に理由のない限り、甲が定める管理基準を維持するよう運転管理しなければならない。また、管理基準を維持するための運転上の目安となる値（以下「運転目標値」という。）を自ら定めなければならない。

項 目	基準値
水素イオン濃度（pH）	6.0～8.4
化学的酸素要求量（COD）	日最大15.0mg/L以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	日最大10.0mg/L以下
浮遊物質量（SS）	日最大13.5mg/L以下
大腸菌数	日最大500CFU/mL以下

(2) 汚泥等処理基準

乙は、次に掲げる項目について、特に理由のない限り、甲が定める汚泥等処理基準値を維持するよう運転管理しなければならない。また、汚泥等処理基準値を維持するための運転目標値を自ら定めなければならない。

ア 脱水汚泥

項 目	基準値	備考
含水率（%）	78%以下	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 下水道法

イ 焼却灰

項 目	基準値	備 考
熱しやく減量（%）	10%以下	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 下水道法
消石灰添加率	溶出液 pH 11.5以上 (灰搬出時)	砒素の溶出を抑えるため

※溶出液：A(g)の試料を10×A(g)の水に溶かしたもの。

(3) 維持管理水準

年度末において、全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、協定当初の性能を有するよう（経年劣化を除く。）関係法令を遵守した点検、調整、材料及び消耗品の交換等を行うこと。

建築物や外構、植栽等の保守管理や清掃については、現状と比べて美観を損なわないこと。

(4) 環境保全基準

ア 汚泥焼却炉排ガスに関する管理基準

項 目	基準値	備 考
硫黄酸化物排出量	K値＝17.5を用いて算出された値	大気汚染防止法
ばいじん	0.15g/Nm ³ 以下（第2号焼却炉）	
窒素酸化物(NO _x) (12%酸素補正值)	250ppm以下	
塩化水素 (12%酸素補正值)	700mg/m ³ N以下	
全水銀 (換算値合算)	50 μg/m ³ N以下	
ダイオキシン類	5ng-TEQ/m ³ N以下（第2号焼却炉）	ダイオキシン類対策特別措置法

イ 汚泥焼却炉ばいじんに関する管理基準

項 目	基準値	備 考
ダイオキシン類	3ng-TEQ/g-dry以下	ダイオキシン類対策特別措置法

ウ 臭気指数に関する基準

(7) 1号規制（敷地境界における規制基準）

対象施設	項 目	基準値(B区域)	備考
浄化センター	臭気指数	18	悪臭防止法

(4) 2号規制（気体排出口における規制基準）

主な排出源	項 目	算出基準値(B区域)（参考）	備考
水処理棟脱臭設備 排気口1-1系、1-2系、2-1系	臭気指数	令和7年7月7日 排出口高さ〔12.9m〕、周辺 最大建物高さ〔15.4m〕、排 出口の大きさ〔0.6m以上 0.9m未満〕 ○算出基準値 1-1系、1-2系、2-1系 いずれも 臭気指数〔35〕	悪臭防止法

(7) 3号規制（排水水の規制基準）

項目	基準値(B区域)	備考
臭気指数	34	悪臭防止法

エ 騒音に関する規制基準（騒音規制法）

時間の区分 区域の区分	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時 まで及び午後6時か ら午後9時まで	午後9時から翌日 の午前6時まで
第3種区域※	65デシベル	60デシベル	50デシベル

※ 都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途指定のない地域

オ 振動に関する規制基準（騒音規制法）

時間の区分 区域の区分	午前6時から午後9時まで	午後9時から翌日の午前6時まで
第2種区域※	70デシベル	60デシベル

※ 都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域（工業専用地域）及び用途指定のない地域

(5) 電力削減目標

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく電気の使用に関する原単位又は電気需要平準化評価原単位の、対前年度比1%以上削減を目標とすること。

(6) 計測機器類の精度基準

各種計測機器類の精度は、メーカー保証性能等を満足するよう調整及び校正等を実施すること。

また、流量計は、携帯型流量計及び他の実流量測定方法を用い設置型流量計との流量誤差の確認も行うこと。

7 放流水が法令等基準を達成しない場合の対応

(1) 乙は、6(1)アの法令等基準を達成できない場合、次に掲げる手続きを執ること。

ア 基準を達成していないことを把握した場合、直ちに甲に報告するとともに、速やかに応急措置を講ずること。

イ 基準を達成していない原因究明を速やかに行い、その原因を排除するなどの改善措置を講ずること。

ウ イの場合において、乙は基準が達成されるまでの間、改善措置の実施状況及び水質等必要なデータを甲に報告すること。

(2) 乙は、法令等基準を達成できない原因が流入水質等にあると認められるときは、甲に水質等必要なデータを提供した上で、改善措置の要求を甲に求めることができる。

(3) 乙が遵守すべき法令等基準を達成できない場合、甲は、指定管理料を減額することができる。

8 放流水が管理基準を達成しない場合及び施設、設備等の維持管理水準を満足しない場合の対応

- (1) 乙は、6(1)イの管理基準を達成できない場合、次に掲げる手続きを執ること。
 - ア 基準を達成していないことが判明した場合、速やかに甲へ報告するとともに応急処置を講ずること。
 - イ 基準を達成していない原因究明を速やかに行い、その原因を排除するなどの改善措置を講ずること。
 - ウ イの場合において、乙は基準が達成されるまでの間、改善措置の実施状況及び水質等必要なデータを甲に報告すること。
- (2) 乙は、6(3)の維持管理水準を達成しない場合、次に掲げる手続きを執ること。
 - ア 基準を達成していないことが明らかになった場合、定期報告により甲に報告すること。
 - イ 基準を達成していない原因究明を行い、改善措置を講じ甲に報告すること。
- (3) 乙が、乙の責めに帰すべき事由により、管理基準を達成できない場合、又は維持管理水準を達成できない場合、甲は、管理委託料を減額することができる。

9 汚泥等処理基準を達成しない場合の対応

乙は、6(2)の汚泥等処理基準を達成しない場合、次に掲げる手続きを執ること。

- (1) 基準を達成していないことが判明した場合、速やかに甲に報告すること。
- (2) 基準を達成していない原因究明を速やかに行い、その原因を排除するなどの改善措置を講ずること。
- (3) (2)の場合において、乙は基準が達成されるまでの間、改善措置の実施状況及び水質等必要なデータを甲に報告すること。

10 流入水質等に問題がある場合の対応

乙は、巡回監視の実施又は流域関連公共下水道管理者から収集した情報等により、流入水の臭気、水素イオン濃度等の把握に努め、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある物質若しくは施設の機能を阻害するおそれがあると認める量の油、強酸性又は強アルカリ性の物質及び夾雑物（以下「混入異物」という。）の流入が認められるときは、次に掲げる措置を参考に必要な対応を取ること。

- (1) 混入異物が浄化センターに流入しないように、必要な措置を講ずること。
- (2) 混入異物の状況及び対応措置等を速やかに甲に報告し、その指示に従うこと。

11 施設異常時等の対応

過去のデータから污水处理や汚泥処理等に著しく支障をきたすと考えられる、次の各号に掲げる事態が発生したとき、又はそのおそれがあるときには、必要に応じ甲と協議しながら随時必要な検査を行う等適切な措置を講じること。また、その内容等を様式8により甲に報告すること。

なお、過去のデータから項目毎に異常時レベルを自ら定め、甲に報告したうえで、運転管理すること。

- (1) 定期水質試験、水質モニター及び水処理施設等の計装機器の指示値から、異常事態が発生することが明らかであるとき、又は発生のおそれがあるとき。

- (2) 異常水質の流入等に関する事業所等からの通報を受けたり、異常な大量降雨、管渠等の災害・事故等の異常により、流入水の水質、水量が大きく変動し、処理水質が著しく悪化するおそれがあるとき。
- (3) 処理施設に故障が発生し、処理水質に影響が及ぶ可能性があるとき。
- (4) その他、異常事態と認めたとき。

12 大雨時の対応

大雨時には、次の措置を参考に必要な対応を執ること。

- (1) 乙は、気象情報を随時確認し、水害発生を事前に把握するほか、ポンプ井の水位等の監視を行うこと。
- (2) 乙は、場内ポンプ等で対応できる場合は、適切な運転により処理を行うと同時に、「21 水質試験等実施に関する基準」に基づき必要な対応を執ること。
- (3) (2)で対応できないおそれがあるときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うこと。
- (4) レベル3の防災気象情報が発表されるなどの大雨の場合等は、汚水ポンプの運転、水処理施設の運転管理など適切に対応できるよう十分な体制を整え、管理運営業務を行い、様式11によりその内容を甲に報告すること。

13 地震時等の対応

地震発生時等には、以下の各号による措置等を行うとともに、必要な対応を執ること。

- (1) 地震による被害が発生し下水処理に支障を来す場合などに、適切に対応できるよう十分な体制を維持すること。特に、管内に震度5弱以上の地震が発生した場合、管理運営業務の対象施設について施設の臨時点検（マンホール周辺状況の確認・応急処置（バリケード設置等）を含む。）を実施し、様式12により点検結果を県に報告すること。
- (2) 道路陥没事故や漏水などの災害・事故等の場合には、管理運営業務の対象施設に被害が生じないように、必要な措置について甲に助言するとともに、必要な体制を整えること。

14 有資格者に関する条件

- (1) 乙は、次に掲げる者を配置しなければならない。
 - ア 下水道法第22条第2項の規定による資格を有する者
 - イ 下水道処理施設維持管理業者登録規程第3条の規定による下水道処理施設管理技士
- (2) 乙は、次に例示する資格を有する者等、施設の規模や従業員数及び施設の実態に応じて、関係法令に従って必要な資格者を選任、配置しなければならない。なお、従業員以外の者から選任が可能な資格及び業務委託契約書等により従業員の中から資格者を選任する必要のない資格については、手続き等に遺漏のないよう留意すること。
 - ア 甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者（第4類）
 - イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
 - ウ 特定化学物質等作業主任者
 - エ 第1種電気工事士
 - オ 有機溶剤作業主任者
 - カ ガス溶接技能講習修了者
 - キ 玉掛け技能講習修了者
 - ク クレーン運転業務特別教育修了者

- ケ 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
- コ 車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習終了者
- サ エネルギー管理員講習修了者
- シ 防火・防災管理者講習修了者
- ス 自衛消防業務講習修了者
- セ 電気主任技術者（ポンプ場分のみ）
- ソ その他、特に甲が必要とするもの

15 甲が実施する工事等に関する協力等

乙は、甲が施工する工事や修繕その他の管理行為及び調査、研究等が円滑に実施できるよう、施設の運転等への配慮及び必要なデータの提供、夜間を含む工事の立会い、その他必要な協力をしなければならない。

16 適正な管理運営

設備の管理運営は、標準的耐用年数を満足させるとともに、標準的耐用年数を経過しても能力を発揮できるよう保守点検等に配慮して運転管理を行うこと。

17 管理業務に係る緊急的措置に関する取扱い

乙は、管理業務に関して緊急に措置が必要と認められる場合には、速やかに甲に施設の状態その他必要な事項を報告し、その指示に従わなければならない。

18 焼却灰等の処理、処分に関する取扱い

乙は、4(2)に規定する焼却灰等廃棄物の処理、処分に関し、関係法令等の規定に基づき適正に処理し、併せて再生利用等による減量化に資するよう取り扱うこととする。

なお、焼却灰等の産業廃棄物の運搬及び処分業者の選定にあたっては、次のことに留意すること。

- (1) 運搬及び処分業者の選定については、事前に甲の承認を得るものとする。
- (2) 乙は、定期的に処分先での処分状況を確認するものとする。

19 普及啓発・広報活動に関する取扱い

乙は、下水道普及率向上、水洗化の促進及び適正な維持管理に関して、甲と協力・連携して県民に対し普及啓発・広報活動を行うものとする。

20 新たに供用する施設の管理業務の引き継ぎ

甲は、施設を新たに供用しようとするときは、完成図書その他必要な書類等により、乙に当該施設の管理業務を引き継ぐものとする。

21 水質試験等実施に関する基準

(1) 試験項目及び頻度

乙は、処理場の水質等を把握するため、水質試験等を行い、水処理施設及び汚泥処理施設が正常に機能していることを確認する。試験は、原則として「別添 1 水質試験等の項目及び頻度」を基準にして浄化センターで実施する。また、水質試験等計画を作成し、事業計画書に記載する。

ア 水質試験等

- (ア) 処理場の水質管理のため、日常試験、週試験等、通日試験及び汚泥試験等を行う。
- (イ) 法定検査（精密試験）は甲が行うものとするが、試料の採取及び前処理について、乙は甲に協力すること。
- (ウ) その他、甲が試験を行う場合、試料の採取及び前処理について乙は甲に協力すること。
- (エ) 4(6)イの試験方法に準じる方法による場合は、あらかじめ甲の了承を得るものとする。

イ 放射能測定等

乙は、甲が定める放射性物質等調査計画に従い、甲が測定する試料の採取等について協力すること。

(2) 試験方法等の設定及び信頼性の確保

ア 試験方法を設定し、事業計画書に記載する。

イ 試験項目ごとに標準作業手順書を整備するなどして、測定結果の精度及び信頼性の確保に努めること。

(3) 試験試料の搬送

甲が実施する週試験等の試料を、週試験実施日に流域下水道事務所(土浦市)へ搬送すること。

(4) モニター機器の点検・校正

浄化センターの水処理施設を適切に管理するため、モニター機器の点検及び校正を行う。

(5) 臨時の水質試験等

次に示すような場合で、放流水質や汚泥性状が管理基準、汚泥処理基準を著しく超過するおそれ若しくは排水基準等を超過するおそれがあるとき又は異常な流入水を把握したときは、乙は、直ちに必要な臨時の水質試験等を実施するとともに、甲に報告すること。

ア 定期の水質試験等結果から、異常事態が発生することが明らかなとき又はそのおそれがあるとき。

イ 異常水質等の流入により、流入水の水質又は水量が著しく変動し、処理水質が著しく悪化するおそれがあるとき。

ウ 大雨により水量が増加し、処理水質が悪化するおそれがあるとき。

エ 処理施設に故障が発生し、処理工程に影響が及ぶおそれがあるとき。

オ その他、特に必要と認めるとき。

(6) 測定等の立会い

乙は、処理場・ポンプ場において、甲が他に委託して実施する測定等について、立会うものとする。

22 施設、設備及び物品の使用並びに管理等

- (1) 乙は、本業務の遂行に必要な範囲内で、甲の所有に属する施設、設備及び物品を無償で使用する事ができる。
- (2) 乙が調達した物品について、管理簿を備え、これを適正に管理しなければならない。
- (3) 乙は、物品等を指定管理業務以外で使用しないこと。
- (4) 乙は、水質試験機器等の使用にあたり必要な手順書等を整備し、校正等を実施することで、測定結果の精度及び信頼性の保証に努めるものとする。
- (5) 指定期間中における水質試験機器等機能保持のための保守点検、修繕等は乙の責任と負担により行うこと。
- (6) 指定期間終了後には指定開始時の水質試験機器等の機能が保持されていることを、両者立会いの上確認し、甲に返却すること。この際に不具合が確認された場合には、乙の責任において点検修繕したうえで返却すること。

23 再委託

乙は、実施する業務を一括して第三者に請け負わせることはできない。ただし、運転操作及び監視以外の業務の一部については、甲の承認を得て第三者に請け負わせることができる。

24 保 険

甲は、施設の設置、管理上の瑕疵に起因する損害に対応するための下水道賠償責任保険及び火災や天災等に起因する損失を補填するための火災共済に加入するものとする。ただし、乙の管理方法等が原因で損害及び損失と認められるものについては、当該損害等を乙に求償することがあるため、乙はリスク管理のため自己の負担により賠償責任保険に加入すること。

25 その他

この標準仕様書に定める事項についての疑義又はこの標準仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。